

## 議会答弁実録

会期： 平成 20 年 2 月 予算特別委員会 会派： 05 自民  
日程： 2008/03/14 質問者： 石橋 良三  
発言順： 15 午後 1 番 質問番号： 2-(3)-ア  
担当部局： 25 福祉保健部 答弁者： 30 福祉保健部長

タイトル： 「こどもの権利条例」の問題について

問：

「こどもの権利条例」は、平成 12 年に川崎市が当該条例を制定して以来、各地で類似の条例が、次々と制定されている。

本県では中四国地方ではじめて、広島市が平成 20 年度中の条例制定に向けて、「広島市子どもの権利に関する条例について意見を聴く会」などを、既に開催している。

子どもが「自分らしく生きる権利」を定めようとするこの条例は、一見、特に問題なさそうに思えるが、実は、家庭や学校における教育の荒廃を助長したり、あるいは崩壊を招く危険性がある条例でもある。

地方自治体が定める「こどもの権利条例」では、子どもの権利を大人と同様の権利として扱い、しかも、無条件で保障している。

しかしながら、我が国の法体系の中では、子どもは保護される立場にあり、断じて大人と対等な権利を行使する主体ではない。

もし、子どもの自己決定権を尊重し、強制や規制、押しつけが禁じられたら、家の手伝いをさせたり、早寝早起きをしつけたり、食べ物の好き嫌いを矯正したりすることは、子どもの人格を否定し、自己決定権の侵害に当たるということになり、しつけや教育は一切、成り立たなくなる。

実際、条例が定められた自治体の、とある公立小学校では、授業中に立ち歩きやおしゃべりをした児童に対して指導を行った教師が、「人権侵害」と認定され、保護者への謝罪を強いられたという。

また、国連の児童の権利委員会に、日本の高校生が派遣され、日本では子どもの権利が保障されていないと訴えたことがある。

そのとき、どのような事実があるのか問いただされたところ、「学校で制服を着ることを強制されている」と高校生が答えると、驚かれ、「制服さえもない子どもたちが世界にはたくさんいる」と一蹴されたとのことであった。

このような間違った「権利」を教え、思想を持たせるような「こどもの権利条例」は、本県が今まで着実に進めてきた教育改革を真っ向から否定するものとなり、是正指導以前の教育体制に逆戻りさせるものである。

そこで、広島市において、中四国地方ではどこにも制定されていない、この危険な条例が制定されようとしている今、この「こどもの権利条例」に対する問題について、県及び教育委員会の認識を、それぞれ伺う。

答：

子どもの人権を尊重することは、社会の責務でございまして、県では、広島の次代を担う子どもが、心身ともに健やかに育ち、一人ひとりの良さや可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりを進めてきているところでございます。

とりわけ、重大な人権侵害である児童虐待については、児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンの実施など、積極的な取組を進めておりますが、その一方で、子どもが多様な人間関係を通して社会規範を身に付ける機会が減少するなどの問題も生じております。

こうした課題を社会全体で受け止め、親をはじめ大人が自らの責任においてより良い社会づくりに努めるとともに、子どもの人格の尊重と健全な育成の重要性を自覚し、子どもを守り育てることが、子どもの最善の利益につながるものと認識をいたしております。

御指摘の「子どもの権利条例」につきましては、様々な議論があるものと承知をいたしておりますが、県といたしましては、まずは、只今申しあげましたような認識のもとで、各種の取組を進めていくことが重要と考えております。